

「短い20世紀」の史的総括と 21世紀の社会主義展望

——晩年マルクスの歴史観を手がかりにして—— (3)

青 柳 和 身

- I 問題の所在——「短い20世紀」と晩年マルクスの歴史観
 - 1 「短い20世紀」をめぐる問題状況
 - 2 マルクスとエンゲルスの思想にたいする多様な態度
 - 3 『資本論』論理の内的矛盾と晩年マルクスの歴史観の発展
 - 4 本稿の課題と検討方法
- II 「ザスーリッヂへの手紙」の歴史認識の現実性と非現実性
 - 1 「ザスーリッヂへの手紙」をめぐる論争
 - 2 福富報告
 - 3 日南田コメントと福富リプライ
 - 4 「ザスーリッヂへの手紙」のロシア・ソビエト史にとっての現実性と非現実性

..... (以上45巻1・2号)
- III 晩年マルクスの家族認識と歴史観——個人的所有と私的所有との歴史的峻別
 - 1 「農耕共同体」概念の成立と『資本論』における歴史認識の問題点
 - 2 『古代社会』研究による階級社会への移行過程認識
 - 3 財産所有形態転換の性格と要因——個人的所有と私的所有との歴史的峻別
- IV 『資本論』における「私的所有」論と歴史認識の再検討
 - 1 『資本論』の「私的所有」論と歴史認識の問題点
 - 2 晩年マルクスの歴史認識と未開社会の現代的研究

..... (以上本号)

III 晩年マルクスの家族認識と歴史観 ——個人的所有と私的所有との歴史的峻別

[承前]

3 財産所有形態転換の性格と要因 ——個人的所有と私的所有との歴史的峻別

「モーガン・ノート」と「ザスーリッヂへの手紙」の中で示されている新たな歴史認識は、新たな所有形態認識を提起している。共同占有としての土地占有形態は、奴隸制と農奴制の階級社会の発展過程ではその範囲を縮小する土地占有形態ではあるが、氏族制社会から階級社会まで存続し、氏族制社会と階級社会の財産所有の質的相違を規定するような独自の所有形態ではない¹⁾。氏族制社会と階級社会との所有形態の決定的な質的相違は、動産や家屋およびその付属地等の不

動産の個別所有財産の所有形態であり、その相続様式には決定的な相違が内包されている。

氏族制社会の場合、個別所有財産は、女性の財産も男性の財産も、一代限りの個人的所有であり、死後は氏族内で分散相続され、特定の個人が排他的に相続することはありえない。この点に関連して、モーガンは興味深い例を示している。物品財産が個人的に生前贈与され、贈与者が死亡した場合には、被贈与者はその財産を氏族に引き渡して哀悼の意を表現するか、または被贈与者が自分の指の関節を切り落として哀悼の意を表現するかのいずれかが必要とされた（マルクス 1977, 374, モルガン 1961(上), 221–222）。この場合、贈与財産であろうともその個人的相続は氏族的相続権の侵害であり、指の切断は、それに対する制裁措置または謝罪措置とも考えられる。しかし家父長制の一夫一婦婚家族にもとづく階級社会の場合、個別所有財産は一夫一婦婚家族の子どもによって排他的に相続され、支配階級では世襲制によって集中的に相続される。このような「相続規則」による相続様式の決定的な相違が、一代限定的所有の場合、氏族制社会を再生産し、排他的な家族的相続による所有の場合、階級社会を再生産する。

両者の相続様式の決定的な相違を、『資本論』の「資本主義的蓄積の歴史的傾向」論で使われた概念として、ポスト資本主義の未来社会を再生産する「個人的所有」（個人的財産 individual property）概念と前資本主義的小経営生産様式と資本主義を含む階級社会を再生産する「私的所有」（私有財産 private property）概念との本質的区別（マルクス 1997a, 1301, Marx 1965, 763）によって規定すると、氏族制的所有は「個人的所有」、階級再生産的所有は「私的所有」として区別することができる。この場合「個人的所有」と「私的所有」との相違は、所有財産が交換対象となり交換の結果取得された交換財であるか否かという問題とは別次元であり、交換財であっても一代限定的な個別所有であれば「個人的所有」であり、非交換財としての土地・家屋などの不動産であっても排他的な一夫一婦婚家族内の排他的な相続所有であれば「私的所有」である。モーガンは、すでに引用したように、母系氏族制のクロー族の酋長であり、毛皮代理商人の事例を紹介しているが（モルガン 1961(上), 221），その場合の交換財の個別所有財産は一代限定的「個人的所有」（個人的財産）であって、私的排他的相続所有としての「私的所有」（私有財産）ではない。

このような新しい概念規定によれば、氏族制社会から階級社会への所有形態の転換は「個人的所有」から「私的所有」への転換として総括的に規定することができる。「ザスーリッチへの手紙」における「家屋とその補完物たる屋敷地」の「私的所有」（マルクス 1968, 390）という規定は、家父長制の一夫一婦婚家族の排他的相続にもとづく「私的所有」概念であって、新たな歴史認識を前提とした概念である。この不動産の「私的所有」規定は、交換財か否かという要因とは無関係な規定であることに留意する必要がある。この場合、氏族制的生産様式における「個人的所有」と家父長制の一夫一婦婚家族の小経営生産様式における「私的所有」とは歴史的発展段階の相違として明確に峻別されている。「個人的所有」という概念は、畑の果実の「個人的……領有」（マルクス 1968, 390）という表現の場合のように、共同所有と区別した概念としては通歴史的概念として使うこともできる。しかし「私的所有」という概念は、家父長制の一夫一婦婚家族における排他的相続を通じた小経営の再生産を実現する所有形態であり、固有の発展段階を含意す

る歴史概念である。

超歴史的な家父長制家族認識を前提とした『資本論』における「個人的所有」や「私的所有」の概念には、このような発展段階の相違にもとづく歴史的峻別は行われてはいない。したがって「私的所有」の概念の性格規定もおのずから異なった内容を含まざるをえない。『資本論』段階の歴史認識における「私的所有」の概念が内包する問題点の検討は第IV章で行おう。

財産所有形態の転換を内包する氏族制社会から階級社会への転換要因と転換の形態について考察しよう。この問題は歴史的研究の対象である。しかしマルクスが『古代社会』の研究を通じてどのように捉えていたのかという問題の検討は、歴史研究の方法論の検討にとどまらず、『資本論』の論理の再検討にとどまらずきわめて意味のある検討である。検討方法は「モーガン・ノート」の独自の論理構成、特に家族形態論を基礎とした論理構成、論理相互の全体的関係および「ザスーリッヂへの手紙」の論理との比較対照から、マルクスがどのような考察を行っていたのかについて検討することである。

以上のような考察からわかるることは、第1に、動産、特に畜産の発展自体は、父系氏族制や家父長制の一夫一婦婚家族への転換の促進条件ではあったとしても、その決定的契機にすることはできないということである。エンゲルスの『家族、私有財産および国家の起源』（以下『起源』と略称）は畜産の発達それ自体を、「女性の世界史的敗北」としての家父長制家族への転換の決定的原因としているが（エンゲルス 1971a, 60–63, 161）、「モーガン・ノート」の全体的論理としてはそのような見解をとることはできない。なぜならマルクスはモーガンとともに、アメリカ原住民の氏族制には母系氏族制から父系氏族制に転換する内的要因があり、その発展傾向がギリシア・ローマ社会やゲルマン社会の家父長制の一夫一婦婚家族へと接続したことを認め、北米のアメリカ原住民社会が畜産を欠如してもこの発展傾向を内在していたことを認めているからである。また中米の「村落インディアン」も畜産を欠如していたが、父系氏族制の高度な内発的発展があつたと捉えられている。マルクスやモーガンは、現代の歴史認識とは異なり、中米のアステカ社会やマヤ社会が独自の「文明社会」すなわち階級社会に到達していたことを認めてはいないが、畜産を欠如しつつも高度な内発的社會發展を達成したことは認めている。また家畜以外の動産所有の発展は父系制的相続の促進条件ではあっても、家父長制の一夫一婦婚とそれによる排他的相続への転換の決定的契機ではない。なぜならすでに引用したように、「相続の第三の大規則」すなわち一夫一婦婚家族による排他的相続の出現条件は、「土地が財産の主体となり、諸個人への割当地が個人的所有権をもたらしたとき」、すなわち不動産所有が財産所有の中心的内容となる場合であり、また「ザスーリッヂへの手紙」ではその条件を継承して、「家屋とその補完物たる屋敷地」という不動産の「私的所有」を小経営生産様式にもとづく「農耕共同体」成立の不可欠の契機としているからである（マルクス 1977, 315, 同 1968, 390）。不動産における「私的所有」の発生という問題は『資本論』の「私的所有」論の再検討にとどまらずきわめて重要な問題を提起しているが、これは第IV章の検討課題である。

第2に、一夫一婦婚家族の形成要因にかんして、女性の主導性や自発的同意やあるいは女性独

自の性的特質を形成要因とするような論理を一切認めていないことである。エンゲルスの『起原』は、一夫一婦婚家族が男性支配を目的として形成されたことは認めているが、初期ゲルマン社会の一夫一婦婚にかんしては、「男の支配をいくらかゆるやかな形態でつつみ、女にたいして……はるかに大きな尊敬をうける、はるかに自由な地位をあたえた」こと、その結果、一夫一婦婚のたまものとしての「最大の道徳的進歩」としての「個人的性愛」が発展したとされている。また「バッハオーフェンが……個別婚への移行は、本質的に女の力によってなしとげられたと主張しているのは文句なしに正しい。……彼女たちは……ただ一人の男だけと一時的または永続的な婚姻を結ぶ権利を……望まざるを得なかった」として女性独自の排他的性愛傾向を主張している（エンゲルス 1971a, 57–58, 73–74）。マルクスは、このような主張を一切行っていないだけでなく、対偶婚から一夫一婦婚への転換が妻の対偶婚的な婚外性行動にたいする暴力的「懲戒権」の発動によって実現されたという事実を見逃さずに捉えていたと考えられる。ローマ社会の一夫一婦婚の実態として、妻の対偶婚的な婚外性行動としての「姦通」にたいし、「夫が生殺与奪の権利をもっていた（妻の氏族会議の同意をえて）」ということを摘記するとともに（マルクス 1977, 294），ゲルマン社会での夫がもつ懲戒権の特質にかんするタキトウスの次のような指摘を見逃すことはなかったと思われる。なぜならタキトウスは、ゲルマン社会の女性の「貞節」の堅持というすでに引用した文章の直後に、妻の「姦通」にたいする処罰は「夫に一任され」、ただちに執行されるが、その場合「夫は妻の髪を切り去って、これを裸にし、その近親の目前において、家より逐い出し、鞭を揮って村中を追い回す」という一方的な懲戒執行が、妻の出身氏族の同意なしに行われていることが指摘されているからである。これはまさに妻の氏族における裁判権の剥奪と妻にたいする「懲戒権」の独占にもとづく妻の対偶婚的性行動の暴力的破壊による「一夫一婦婚」の一方的な強制的実現である。しかし夫には一夫多妻婚が「きわめて少数」の高位者の事例にせよ許されていた（タキトウス 1979, 89, 92）。『起原』はゲルマン社会における家父長制の一夫一婦婚の暴力的実態を完全に隠ぺいしている。マルクスはエンゲルスが全面肯定しているバッハオーフェンの一夫一婦婚の正当化論にたいし、「生粹のドイツ式机上学者」として批判しているが（マルクス 1977, 465, 青柳 2009/2010, 55），これは一夫一婦婚における家父長的権力としての「懲戒権」の実態を見逃さずに捉えていたからであると思われる。

第3に、母系氏族制社会、父系氏族制社会、家父長制の一夫一婦婚家族にもとづく過渡的社会、階級社会という各発展段階の転換要因および各発展段階における相続様式の転換要因にかかわって、軍事的要因が軽視されていないことである。これは、軍事指揮機能を担う首長層の権力拡大やその職能の世襲化という上からの転換要因だけでなく、ギリシア・ローマ社会での階級規定に見られるように、軍役義務負担者としての男性家族員への市民的特權付与と軍役義務との結合という男性中心主義的権利義務関係の編成を通じた社会の地縁的組織化という下からの転換要因についても、マルクスは注意深く検討している。動産増加による相続様式の変化という要因や動産の発展による交易の拡大という要因も考慮されていたとはいえ、部族間紛争や社会階層間対立という軍事的=武力的要因と関連させてそれらの要因を考察していたと思われる。

マルクスは、モーガンが引用していないゲルマン社会の交易関係についてタキトゥスから詳細に引用し、国境沿いの住民は通商上の理由から通貨としての金銀を尊重するが、奥地では物々交換が行われ、貴金属の所有と使用にはあまり関心を示さないということを指摘している（マルクス1977, 472, タキトゥス1979, 43-44）。このことは、交易や交換がゲルマン諸部族全体における「農耕共同体」と家父長制の一夫一婦婚家族への転換要因としては副次的要因にすぎないことを示しており、この事実は転換要因としてマルクスに新たな歴史認識をもたらしたと思われる。

「ザスーリッチへの手紙」の中では、氏族制社会を含む原始的共同社会の生命力の大きさが強調されるとともに、「この共同体は、なんらかの仕方で、たえまない外戦と内乱とのなかで死滅したのである。それはおそらく非業の死をとげたのであろう。ゲルマン諸部族がイタリア、スペイン、ガリアなどを征服しにやってきたときには、これら諸部族の原古的な型の共同体はもはや存在していなかった」と指摘されている（マルクス1968, 389）。この指摘は、直接には「農耕共同体」の階級社会への転換についての指摘であるが、それ以前の氏族制社会を含む原始的共同社会の死滅から階級社会への転換過程の認識をも含む総括的な指摘ともなっている。これはマルクスの『古代社会』研究の結論的指摘でもあると言ってよい。

このような認識にかかる「モーガン・ノート」の内容としては次のような摘要がある。

「諸部族が一定の地域や城塞都市に定着した結果、人口の増加につれて、最も望ましい地域の占有をめぐる闘争が激化した。それは兵術を前進させ、武勇の報酬を増大させた。これらの変化は文明の接近を示すものである」（マルクス1977, 312, モルガン（下）, 377）。

モーガンは、アメリカ原住民の氏族制にかんし、財産観念の発展度以上に母系氏族から父系氏族への転換が進行している事態を指摘して、アメリカ人や宣教師の影響を指摘しているが（マルクス1977, 372, モルガン1861（上）, 219, 229, 236），そのことは氏族制における「相続規則」の転換の内的要因の否定ではなく、その加速化要因として捉えられていたと言える。なぜならこの認識は、スペイン人侵入以前の時代の中米やアンデス高原における「村落インディアン」の父系氏族制の高度な発展とそこにおける兵術の発展²⁾という認識にもとづいていたからである。マルクスは発展の加速化要因として文化的要因のみではなく、物的要因として、アメリカ人やスペイン人から交易で入手した武器や馬の、父から息子への世帯内的相続要求の高まりなどの要因も考慮していたと思われる。

ゲルマン諸部族はカエサルの時代からタキトゥスの時代のわずか1世紀半ほどの間に對偶婚による氏族制社会から家父長制の一夫一婦婚による小經營社会へと劇的に転換したが、農耕や畜産の発展水準は低く、それほど急速に発展してはいなかった（マルクス1977, 471-472, 474）。ゲルマン社会の劇的变化は、アメリカ原住民社会のヨーロッパ人ととの接触以後の急速な変化と同様に、主としてローマ人との接触による加速度的変化であり、特にローマとの軍事的対立と戦争による武器や兵術の発展およびそれによる社会編成の劇的転換として、マルクスは捉えていたと思われる。マルクスが引用したタキトゥスの第7章には、女性の戦闘支援を含む「家族」単位の戦闘参加による勇猛な戦いぶりが叙述されており、社会が「家族」単位の軍事的編成を中心として組織

されていることが示されているからである（タキトゥス 1979, 52–53）。妻の出自氏族の裁判権の剥奪と家父長的「懲戒権」掌握による対偶婚的性慣行の暴力的解体は、軍役と結合した家父長権による社会の軍事的編成の一環であったと考えられる。

第4に、転換の形態にかんして、ゲルマン社会の「農耕共同体」の「死滅」後に、どのような形態の階級社会に転換したのかということについてのマルクスの直接の言及はないが、ゲルマンの奴隸制にかんするタキトゥスの報告にもとづいて、その後の階級社会の編成方向の展望を得たとすれば、土地占有奴隸制の方向として捉えていたと考えられる。この時代のゲルマンの奴隸は居所と独立世帯をもち、奴隸主は借地関係的な貢納を要求する関係である（タキトゥス 1979, 114）。この時代には土地占有奴隸が基礎的階級となるほどに多数ではないとしても、階級社会への転換は土地占有奴隸制を中心として進展することが予測される。事実、民族移動期から封建制確立期までの時代を、土地占有奴隸を中心とした過渡的社会と見る研究成果も出されている³⁾（青柳 2007/2008, 43, 45 参照）。

第5に、転換の形態にかんして、ギリシア・ローマ以外の世界、特にアジアの階級社会の形成形態にかんしては、上級土地所有権の集中による国家的土地所有にもとづく国家的奴隸制として、土地占有奴隸制の国家的形態として、捉えていたと考えられる。

「モーガン・ノート」では引用されていないが、モーガンは、第2篇第15章で、全世界の諸部族における氏族制を検討して、インドや中国の社会を、氏族制の遺制を遺す「文明」社会（モルガン 1961(下), 125–126, 128, 129–130）と捉えている。これらの検討を前提として、『古代社会』の総括的最終章である第4篇第2章「相続の三規則——つづき」では、「文明社会」すなわち階級社会への移行形態に関して、次のような総括的な指摘が行われている。

「未開の後期の終わりに、土地保有〔the tenure of lands〕に大きな変化が生じた。しかしこの結果は、文明時代に到達するまでは、完全には所有権として確定されなかった。それは二つの所有形態、すなわち国家による所有形態と個人による所有形態とに漸次向かっていた。ギリシア人のあいだでは、われわれがすでに見たように、依然として土地の若干は部族によって共有され、また宗教上の用途のために若干は胞族によって共有され、そして若干は氏族によって共有されていた。しかし土地の大半はすでに単独の個人的所有権に属していたのである。」（モルガン 1961(下), 378, Morgan 1985, 541, 訳文一部変更, []内は引用者）

ここでは「文明時代」すなわち階級社会への移行による所有権の確定には、国家的所有形態と個人的所有形態があること、ギリシアのように、後者の形態による所有権は氏族社会の土地共有の大部分の解体後における土地保有の階級的分解によって確定されることが指摘されている。これは上級土地所有権としての私的土領有の形成の道である。この指摘は、同時に、別の形態の上級土地所有権の具体的形成過程をも示唆している。それは、氏族的土地共有が大部分存続している状況の中で、家父長制の一夫一婦婚家族による小經營の急速な形成にもとづいた土地や財産保有をめぐる対立の発生を前提として、首長層による軍役や貢納の権力的強化による国家形成を通じて、上級所有権としての国家的土地所有形態が形成されるという道である。モーガンはこの

指摘で、インドや中国における階級社会の形成形態として、中央集権的専制君主とその官僚層の形成というギリシア・ローマとは異なる階級形態の形成を念頭に置いていたと思われる。

マルクスはこのモーガンの指摘を忠実に摘記しているが（マルクス 1977, 312），この指摘はマルクスの階級形成認識に世界史的視野を与えるとともに、すでに『資本論』の地代論で検討していた国家的土地所有による国家的地代論としての階級社会形成の認識にとって貴重な示唆を与えたにちがいない。マルクスは国家的地代という搾取関係について次のように指摘している。

「アジアでのようにまさに国家が、土地所有者であると同時に主権者として、彼ら〔直接的生産者たち〕に直接に相対するすれば、地代と租税とは一致する。……国家はここでは最高の領主である。主権は、ここでは国家的規模で集中された土地所有である。しかしその代り、この場合には、私的土地位もなんら実存しない——といつても、土地の私的ならびに共同体的占有と用益とは実存するのであるが。」（マルクス 1997c, 1385）

文明時代におけるモーガンの国家的土地所有論の歴史認識とマルクスの国家的地代論の歴史認識とはぴったりと一致する。モーガンの国家的土地所有による「文明」社会の内的再生産要因は家父長制の一夫一婦婚家族であるが、マルクスの国家的土地領有と私的土地位との重層的土地所有関係の基礎は奴隸制・農奴制の内的再生産要因としての小経営生産様式だからである。マルクスは、モーガンのこの文章を読んで、自己の国家的地代認識の世界史的正当性を確信すると同時に、モーガンの階級社会形成の二つの道の認識とその共通の基礎としての氏族制解体による家父長制の一夫一婦婚家族の形成という認識の世界史的正当性を確信したに違いない。

この二つの道の方向を決定する基本的契機についてのマルクスの直接の言及はないが、「ザスリッチへの手紙」におけるロシアの国家形態の形成要因についてのマルクスの考察はこの問題にかんするヒントを与えている。

前章で引用したマルクスのロシア経済研究資料の中にも反映されているが、農奴制時代のロシアには地主領に所属する地主領農民と呼ばれる通常の農奴と、国有地に所属する国有地農民という二種の農民身分があったが、後者の義務や生活形態は農奴に近く、国家的農奴と規定することができる（青柳 1994, 日南田 1966）。ロシアには広大な国有地が存在しており、これが「ザスリッチの手紙」で言うところの「中央〔集権〕的な専制政治」（マルクス 1968, 392, 402）の基礎としての皇帝の専制権力の基礎となっていた。ロシアは西欧中世と共にした農奴主と農奴との関係が存在すると同時に、インドや中国と共にした専制君主と官僚層の支配の基礎としての国家的土地領有と隸属農民との関係が存在している。マルクスは広大な地域に分散居住した諸共同体の「局地的小宇宙性」が「中央〔集権〕的な専制政治」の基礎であり、それは「ロシアがモンゴル族の侵入以来こうむった政治的運命」の結果であるとしている（マルクス 1968, 392）。この「政治的運命」が何を意味するのかは不明であるが、マルクスがロシアの専制国家の形成要因を遊牧民族との領域的接触による軍事的対立や紛争という契機に求めていたことは間違いないであろう。インドや中国を含むアジアの専制国家は、遊牧民族との対立、紛争的緊張をはらむ交易関係、遊牧民族の侵入等の影響を受ける地域に成立した。その点でギリシア・ローマやヨーロッパは、ロシアとビザ

ンチン帝国を除き、遊牧民族との接触が相対的に弱い地域という地勢的特殊性をもった地域に成立した。「ザスーリッヒへの手紙」におけるロシア国家論は、おそらくユーラシアの生態学的構造を背景にしたユーラシア諸地域の地勢的特質にかんする認識にもとづいていたと思われる⁴⁾。

「ザスーリッヒへの手紙」では、階級社会以前のゲルマン社会だけでなく、「文明」社会として階級社会になっているはずの「東インド」も「農耕共同体」の典型とされている（マルクス 1968, 389）。この広概念化した「農耕共同体」概念の場合、ギリシア・ローマ社会と区別した共通の特質としては、上級土地所有権としての私的土領有の欠如ないし未発展という特質を内在している。マルクスは、土地の上級所有権形態が未確定のゲルマン社会のような過渡的社会段階において、上級土地所有権として私的所有が未成立のまま国家が急速に形成され、国家的土領有権が確定された典型的形態として東インド社会を捉え、それを共通の「農耕共同体」概念に包摂したと思われる。この視点から見ると、農奴制が発展したロシア社会を「農耕共同体」に含めた理由は、ロシアの上級土地所有権における私的土領有の未発展性という共通の特質にもとづいた規定であったとも考えられる。この場合のような広義の「農耕共同体」用語は、歴史の発展段階の特質というよりは、ロシアのような農奴制社会にも適用可能な広概念として捉えられている⁵⁾。マルクスはこのような社会では国家的土領有にたいする土地変革運動は、近世西欧の変革運動よりも比較的容易であり、所有変革も、より根源的な形態として展開する可能性があると捉えていたと考えられる。このような視点から、ロシアや中国などの国家的土領有の変革を中心とした土地変革と所有変革の歴史的特質の検討は後の章で行おう。

第6に、第III章全体の総括として、マルクスが『古代社会』の研究を高く評価し、それを原始的共同社会から階級社会への移行過程の普遍的な「自然成長的な発展」（マルクス 1968, 389）として捉えた理由について考察しつつ、自然成長的発展認識が資本主義やポスト資本主義社会の従来の認識にとって、どのような新しい再検討視点を提起しているかについて考察しよう。

モーガンのアメリカ原住民研究は、歴史の「自然成長的な発展」の法則性の発見にとってきわめて好都合な地理的・時期的条件を備えた社会を対象とする研究であった。地理的好条件というのは、広大な農耕可能な地域としての北米大陸の中で、自由な生活形態の選択が可能であるという「自然成長」的条件を具備した地域の諸部族の生活が研究対象であり、現代の未開社会研究にとっての制約条件としての農耕困難な自然条件や住民生活の孤立性という自然条件を免れ、原始的農耕を営む諸部族の自由な相互作用を含む「自然成長」的過程を観察することの可能な研究対象であったことである。時期的好条件というのは母系氏族制から父系氏族制への転換過程という好機に際会した貴重な研究であり、その意味で『古代社会』は氏族の歴史的発展過程を証言する貴重な歴史書ともなっていることである。モーガンは「もう数年もたつならば、現在容易に集められる事実も、発見が不可能になるであろう」と指摘している（モルガン 1961(上), 22）。モーガンは北米の氏族制社会の内的変化の過程を観察し、その過程を、ギリシア・ローマにおける階級と国家の形成史と比較しながら、人類史の法則的発展傾向を析出している。

マルクスは、このような『古代社会』研究を通じて、『資本論』段階までの歴史研究には欠落

していた歴史の法則的認識として、どのような認識を受け取ったのであろうか。それは家族形態と財産相続様式を基礎とする人口再生産様式の転換が「生産様式」の転換の不可欠の構成要素であること、家族形態や相続様式は「生産様式」の転換の単なる受動的な要因ではなく、北米の母系氏族制から父系氏族制への急激な転換やゲルマン社会の氏族制社会から家父長制的一夫一婦婚による小経営社会への劇的転換の例に示されているように、「生産様式」の転換の能動的要因となりうることが、自覺的に認識されたであろう。マルクスは家族的要因の能動的性格について次のように摘記し、その評注を行っている。

「家族は能動的な原理であって、けっして停滞せず、低い形態から高い形態へと移行していく。これに反して、血族体系は受動的であって、家族がなしとげた進歩を長い期間をへだてて記録し、そして家族が根本的に変化したときにはじめて、根本的に変化するのである。[政治的、宗教的、法律的、哲学的な諸体系一般についてもまったく同様である。]」（マルクス 1977, 280, []内はマルクスの評注）

マルクスは「モーガン・ノート」の論理的構成を、『古代社会』の篇別構成の第1篇「発明および発見を通じての知力の発達」はそのまま第1項に置いたが、第3篇「家族観念の発達」を第2項に、第4篇「財産観念の発達」を第3項に、第2篇「政治形態観念の発達」を最終項の第4項に置いて検討した。それは、家族を「能動的な原理」とするモーガンの思想を基本的に継承し、発展させた結果であり、対偶婚を含む家族の次世代再生産様式とそれと関連した相続形態を含む財産所有様式を、史的唯物論的「土台」としての「生産様式」における能動的契機として捉え、氏族制的統治形態と国家形成にかかる第2篇を「上部構造」の問題として捉えるという歴史認識にもとづいた検討順序であり、それはおそらく自己の著作の構想としての論理展開を考慮していたためであろう。

この歴史認識は階級社会の再生産構造としての「生産様式」認識にかんする次のような総合的な認識をもたらしたであろう。すなわち前資本主義的階級関係としての奴隸制・農奴制の再生産には、支配者の土地領有と直接的生産者の土地占有との重層的土地所有関係を維持するための「経済外強制」が不可欠の条件であることはすでに認識されていたが（マルクス 1997c, 1368–1427），同時に女性の土地保有権と氏族的庇護の剥奪および妻にたいする家父長の「懲戒権」の排他的掌握による一夫一婦婚的生殖強制の実現のためのジェンダー（両性関係）的「経済外強制」が不可欠の条件であり⁶⁾，いわば階級的「経済外強制」とジェンダー的「経済外強制」との結合構造が階級的人口再生産に不可欠な生産関係的契機であるという総合的な認識である。この認識は、『古代社会』研究を通じて、新たな歴史法則として捉えられたであろう。なぜなら、剩余労働の持続的搾取のためには、剩余労働の強制のみならず、次世代再生産的必要労働との両立的強制による直接的生産者人口の再生産が不可欠であるが、それは、直接的生産者の男性家長の排他的な財産相続を実現するために、妻への家父長制的生殖強制を通じて次世代再生産を強制する男性家長の利害、すなわち小経営生産様式の存続利害と結合することによって、はじめて実現されたからである。すでに引用した、一夫一婦婚家族にかんするフーリエの文明史観を高く評価した評注

は、このような階級関係とジェンダー的両性関係との結合構造が、階級関係における人口再生産に不可欠であるということの自覚的表明であったと言える。

この総合的認識によれば、階級社会の成立要件を次のように総括することができる。すなわち、人口増加による土地の希少化によって、「望ましい地域の占有をめぐる闘争が激化し」、「武勇の報酬を増大させ」、その結果「土地が財産の主体となり」、男性家長への「割当地が個人的所有権をもたらし」、土地所有をめぐる社会的対立を通じて、支配者の土地領有と直接的生産者の土地占有との階級的土地所有関係が、家父長制の一夫一婦婚家族を相続単位として成立し、それによって、直接的生産者人口の持続的再生産を前提として、剩余労働と次世代再生産的必要労働を担う小経営が継続的に再生産されることである、と（マルクス 1977, 312, 315）。

モーガンは、『古代社会』の最終章である「相続の三規則——つづき」の章の中で、未来社会を次のように展望している。

「社会の解体は、財産がその窮屈目的である道程を終結せしむべきことを命ずる見込みが十分にある。というのはかかる道程は自滅の諸要素を包含しているからである。〔それは〕……経験、知性および知識が着々とその方向をとっている次代のより高度の社会を予示 [foreshadow] している。それは古代氏族の自由、平等および友愛のより高度の形態における復活であろう。」（モルガン 1961(下), 390, Morgan 1985, 552, []内は引用者、マルクス 1977, 320）

マルクスが「ザスーリッヒへの手紙」で、このモーガンの未来社会論を肯定的に引用した時（マルクス 1968, 388）、モーガンの研究がマルクスにどのような新たな未来社会展望をもたらしていたのであろうか。家族形態と相続様式を基礎とする人口再生産様式の転換による階級社会の形成という新たな歴史認識は、脱階級社会としての未来展望の考察にも豊かなヒントを与えたであろう。その展望は家族形態や人口再生産様式の問題を考察対象外にした『資本論』（青柳 2010, 161–169, 同 2011b, 102）における未来社会論とは異なった豊かな内容が含まれていたであろう。それはどのようなものであったのだろうか。この新たな未来展望を、より明確な内容にするためには、家族形態と人口再生産様式にかんする資本主義を含む人類史的研究にもとづいた『資本論』の再検討が不可欠の課題となる。この課題は晩年マルクスにとって焦眉の研究課題として自覚されたであろう。しかしマルクスは「モーガン・ノート」完成後1年余りで死去した。この課題は巨大な研究課題としてマルクス以後の人々に遺されている。次章ではこの課題を念頭に置きつつ、『資本論』における「私的所有」論とその基礎としての歴史認識の再検討を行おう。

IV 『資本論』における「私的所有」論と歴史認識の再検討

1 『資本論』の「私的所有」論と歴史認識の問題点

『資本論』段階の歴史認識として前階級社会における超歴史的家父長家族觀の問題点についてはすでに検討した。第 IV 章として新たに検討しなければならない課題は、『資本論』において

て、商品生産の基礎とされている「私的労働」と「私的所有」の発生論は、いかなる歴史認識を前提として提起されているか、その歴史認識の問題点は「私的労働」・「私的所有」論にどのような問題点をもたらしているのかという問題であり、その問題点を晩年マルクスの歴史認識および未開社会や先史社会の現代的研究との比較検討によって明らかにすることである。まず『資本論』の論理を晩年マルクスの歴史認識と比較しよう。

「私的労働」論と「私的所有」論は『資本論』全編の論理に前提されている基礎概念であるが、前階級社会から階級社会への移行論と結びついた理解は、主として両者の概念が最初に提示されている第1巻第1篇第1章、特にその第4節「商品の物神的性格とその秘密」および第2章「交換過程」に示されており、その叙述を中心に検討しよう。

「私的労働」論は、第1章第2節に、商品生産の労働として「自立的な、互いに独立の、私的労働」として、「古インド的共同体」の社会的分業における非私的労働的性格と対比して、最初に提示されているが（マルクス1997a, 72）、「私的（諸）労働」論が非私的労働論と対比した歴史認識としてより具体的に論じられているのは、第4節である。

この節における非私的労働としての実例は、「自家用のために……生産する農民家族の素朴な家父長的な勤労」の内部の性別、年齢別等の家族員間の労働配分による個人的労働力が「家族の共同的労働力の器官としてのみ作用する」ような労働であるとして提示されている（マルクス1997a, 132）。しかしこの実例は、土地を占有する「農耕民が……自分の生活維持手段を自分自身で、独立して、個々の孤立的労働者として、自分の家族と一緒に生産しなければならない、そのような一生産様式」（マルクス1997c, 1414）すなわち小経営生産様式であり、家族の全体労働の外部的関係としては、自立的で相互独立的な「私的労働」であり、「諸個人の自己労働にもとづく分散的な私的所有」（マルクス1997a, 1301）の基礎をなす労働である。ここでは、家父長制の一夫一婦婚家族を単位とする諸家族労働の独立した相互関係としての「私的労働」の側面を捨象し、家族労働の内的性格のみが提示されている。

この節における非私的労働として「直接的に社会化された労働」の別の実例は、「すべての文化民族の歴史の入口で出会う労働の自然発生的形態」として指摘されているが、そこまで「さかのぼる必要はない」（マルクス1997a, 132）として初版では取り上げず、第2版の注として『経済学批判』の指摘の再録として提示されている諸事例である。この再録では、「自然発生的な共同所有の形態」から連続的に継承された共同体として一般に認められているスラヴ的（ロシア的）形態のみならず、「アジア的な、ことにインド的共同所有の諸形態のいっそう厳密な研究は自然発生的な共同所有のさまざまな形態からどのようにしてその崩壊のさまざまな形態が出てくるかを示すであろう。こうして、たとえば、ローマ的およびゲルマン的私的所有のさまざまな原型が、インド的共同所有のさまざまな形態から導出されるのである」と指摘されている（マルクス1997c, 132–133、マルクス1964, 19）。この指摘は『経済学批判』の序言における生産様式論として、「アジア的、古代的、封建的および近代ブルジョア的生産様式」（マルクス1964, 7）という歴史認識と結びついたものであり、この節でもその歴史認識を踏襲して、諸生産様式における非商品生産（非

私的労働)と商品生産(私的労働)との関係が次のように指摘されている。

「古アジア的、古代的等々の生産様式においては、生産物の商品への転化、それゆえまた商品生産者としての人間の定在は、一つの副次的な役割を……演じている。本来の商業民族は……古代世界の空隙にのみ存在する。あの古い社会的生産有機体は、ブルジョア的生産有機体よりもはるかに簡単明瞭ではあるが、それらは、他の個々人との自然的な類的連関の臍帯からまだ切り離されていない個々人の未成熟にもとづいているか、さもなければ、直接的な支配・隸属関係にもとづいている。」(マルクス 1997a, 134)

「私的所有」論の『資本論』における初出は第2章であるが、そこでは諸共同体における商品生産と「私的労働」・「私的所有」の成立要因が、より具体的に、次のように指摘されている。

「直接的な生産物交換の形態は、 x 量に使用対象 A = y 量の使用対象 B である。A と B という物は、ここでは、交換のまえには商品ではなく、交換を通じてはじめて商品となる。」(マルクス 1997a, 148)

「[生産物交換としての]この譲渡が相互的であるためには、人々は、ただ、黙って、その譲渡されうる物の私的所有者として、またまさにそうすることによって相互に独立の人格として、相対しさえすればよい。しかし、互いに他人であるこのような関係は、自然発生的な共同体の成員にとっては——その共同体が家父長制的家族の形態をとつてしようと、古インド的共同体の形態をとつてようと、インカ国家などの形態をとつてようと——実存しない。商品交換は、共同体の終わるところで、諸共同体が他の諸共同体または他の共同体の諸成員と接触する点で、始まる。しかし諸物がひとたび対外的共同生活で商品になれば、それらのものは反作用的に、内部的共同生活においても商品になる。諸物の量的交換比率は、さしあたりはまったく偶然的である。……交換の不断の反復は交換を一つの規則的な社会的過程にする。それゆえ、時の経過とともに、労働生産物の少なくとも一部分は、意図的に交換めあてに生産されざるをえなくなる。この瞬間から、一面では、直接的必要のための諸物の有用性と交換のための諸物の有用性とのあいだの分離が確定する。諸物の使用価値は、諸物の交換価値から分離する。」(マルクス 1997a, 149, []内は引用者)

ここでの指摘は、第1章第4節における「古アジア的、古代的等々の生産様式」における「商品生産者」すなわち「私的労働」・「私的所有」者としての人間の定在の「副次的な役割」の具体的内容が示されている。それは「古代世界の空隙」として存在する共同体間の商品交換の発生とそれに続く共同体内の商品交換の発生によって「労働生産物の少なくとも一部分」が交換目的で生産されるが、共同体的労働としての「直接的社会化された労働」は解体されず、支配的労働として存続しているような生産様式のあり方のことである。

『資本論』の「私的労働」・「私的所有」論の問題点を歴史的に検討しよう。

第1章第4節と第2章の論理における第1の問題点は、共同体における商品生産すなわち私的労働・私的所有の発生がきわめて連続的な変化として、すなわち「偶然的」交換から「規則的」交換への連続的な変化として捉えられ、したがって私的労働・私的所有の発生が共同体内部の質的

転換を伴わない変化として捉えられていることである。換言すれば晩年マルクスの歴史認識として、対偶婚家族による氏族制的所有（非私的所有）から一夫一婦婚家族による排他的生殖にもとづく「私的所有」すなわち私的排他的相続所有による小経営生産様式への制度的転換とそれによる「農耕共同体」という新しい共同体の成立という論理が欠落していることである。第4節の注で再録されている『経済学批判』における「自然発生的な共同所有の形態」からの諸共同体への連続的変化という論理は、共同体間交換から共同体内の商品生産の副次的形態としての連続的発展という歴史認識と結びついたものである。なぜなら『経済学批判』でも共同体間交換から共同体内交換への連続的発展という『資本論』第2章と全く同様の理論が主張されており、これが共同体の連続的変化という歴史認識の理論的基礎となっているからである（マルクス1964, 34, 127）。

第2の問題点は、生産物の移動や持ち手変更や成員間分配の多様な歴史的形態の可能性を考慮することなく、生産物の移転形態をすべて「交換」という抽象的概念によって分析していることである。この概念に内包される決定的な問題点は、「交換」行為自体が「互いに他人である」関係を前提とする行為であって、したがって「交換のまえには商品ではなく、交換を通じてはじめて商品となる」という表現は歴史的表現ではなく、「交換」という「互いに他人である」関係の同義反復論にすぎないことである。また第4節の事例のように、「家族員間の労働配分」には「互いに他人である」関係としての「交換」が欠如しているという表現も同義反復論にすぎない。この点を考慮すれば、第2章の「交換過程」論における「生産物交換」の発展による商品生産の発展とそれによる「私的労働」・「私的所有」の発展という論理も事実上同義反復論にすぎないことがわかる。共同体間「交換」から共同体内部「交換」への発展という論理は、直接的な同義反復性を回避しようとする論理操作であるが、この論理も、共同体に「互いに他人である」関係がいかにして成立するかという論理が欠落しており、その成立根拠を、「互いに他人である」関係を前提とする「交換」行為の発展自体が、共同体内部にも「互いに他人である」関係を自動的に形成し、拡大するという論理に依拠しているかぎり、結局は同義反復論にすぎないことになる。

第3の問題点は、第4節の生産様式論でも示されているように、「アジア的生産様式」概念が「自然発生的な共同所有の形態」からインド的共同所有形態を含む広概念であり、それは個々人の「自然的な類的連鎖の臍帯」から非分離な「個々人の未成熟」性または「直接的な支配・隸属関係」にもとづく生産有機体と指摘されているように、前階級社会を含むと同時に、原初的な階級社会を含む広概念となっていることである。『経済学批判』におけるアジア的生産様式論は、前階級社会から專制君主制などの原初的階級社会までを包括する広概念としての、『経済学批判要綱』における土地所有のアジア的形態論を踏襲したものである⁷⁾。しかし、モーガンの『古代社会』を検討した晩年マルクスにとって、直接的生産者の私的土地占有と小経営生産様式による農耕共同体の成立認識を欠如し、前階級社会から階級社会への連続的発展觀を前提とした「アジア的生産様式」論は事実上放棄されたと言える。しかし『資本論』の論理は、一方では、直接的生産者の「私的土地占有」にもとづく小経営生産様式における「私的所有」という歴史認識に立

ながら、他方では、第1章第4節の事例のように、その認識を欠如した『経済学批判要綱』と『経済学批判』の史的仮説（青柳 2009/2010, 58–61）にもとづく「アジア的生産様式」論が踏襲され、それを前提とした「交換」論的「私的所有」論という認識が混在しているため、歴史認識の首尾一貫性が欠如し、それが第1篇の論理だけでなく、他の部分の論理にも根本的な問題点をもたらしている。第4篇第12章には問題点を含んだ次のような指摘がある。

「一家族の内部で、さらに発展すると一部族の内部で、自然発生的分業が、性や年齢の相違にもとづいて、すなわち純粹に生理学的基礎の上で発生するが、この分業は、共同体の拡大、人口の増加、および……一部族による他部族の征服とともに、その材料を拡大する。他方、前述したように、異なる諸家族・諸部族・諸共同体が接触する諸地点で、生産物交換が発生する。というのは、文化の初期には、私的個人ではなく、家族、部族などが自立的に相対するからである。……この場合社会的分業は、〔共同体間で〕本来異なっていて互いに独立している諸生産部面間の交換によって成立する。生理的分業が出発点となっているところでは、直接の結びつきでつくられている一全体の特殊な諸器官が、相互に分解し、分裂し、——この分裂過程にたいして、他の共同体との商品交換が主要な衝撃を与える——、自立化して、異なる労働の連関が商品としての諸生産物の交換によって媒介されるまでになる。」（マルクス 1997a, 609–610, []内は引用者）

この指摘は社会的分業の発展の二つの出発点にかんする指摘であるが、ここでは歴史的出発点に「家族」の存在が前提された結果、家族形態の質的転換の論理が欠落した上で、社会的分業の連続的発展過程による共同体の連続的変化が想定されている。社会的分業の二つの発展経路のいずれも、その第一次要因は共同体間の生産物「交換」の発展であり、その連続的発展結果としての「商品生産」と私的所有の発展が想定されている。ここでは、第2章の共同体間「交換」の共同体内「交換」への連続的発展という論理が歴史発展の具体的過程としてさらに敷衍されている。

エンゲルスはこの叙述にたいし、第3版の補注として、家族から部族が発展したのではなく、部族の解体から「いろいろと異なる家族形態が発展したのである」と指摘しているが（マルクス 1997a, 610），これは、原始的共同社会としての氏族制的共同体から、家父長制の一夫一婦婚による小経営生産様式を内在する農耕共同体への転換という「生産様式」の転換を第一次要因とする晩年マルクスの歴史認識の不正確な補足である。なぜなら共同体間の生産物「交換」を共同体の変化の第一次要因とする論理はそのままにされているからである。それだけでなく、1894年刊行の『資本論』第3巻の中で、共同体間「交換」を共同体の変化の第一次要因とするマルクスの論理にたいし、マウラーやモーガンの原始共同体研究によって実証されたものとする補注を入れて、その論理を補強しているからである（マルクス 1997c, 300）。

晩年マルクスにとって、『資本論』論理の修正の最優先課題と考えられた問題は、第2章の共同体間「交換」を第一次要因とする共同体内「交換」の連続的発展による内部関係の変化という仮説であったであろう。また第1章第4節に踏襲された『経済学批判』の歴史認識として、アジ

ア的（インド的）共同所有形態の「厳密な研究」によって、「自然発生的な共同所有」形態から、「ローマ的およびゲルマン的私的所有のさまざまな原型」が「導出される」という仮説も、共同体間「交換」を第一次要因とする共同体内「交換」の連続的発展による「私的所有」の発生という仮説を前提とするものであるかぎり、モーガン『古代社会』の研究にもとづいて修正することが不可欠であるということが最優先課題として自覚されたであろう。なぜなら『古代社会』によれば部族「同盟」を含む多様な恒常的な部族間関係が存在するとともに、部族内には姻戚関係を含む氏族制的共同体の密接な恒常的関係が存在し、その恒常的関係にもとづく部族間や共同体間の生産物移転形態を、「互いに他人である」関係を前提とする「交換」という抽象概念によって分析することは不可能であること、また「互いに他人である」ような「共同体」関係の単位を歴史実態としての部族「同盟」や「部族」や「胞族」や「氏族」（マルクス1977, 326–369）のどのレベルに設定するかという問題も不明確であること、したがって共同体間「交換」を第一次要因として、共同体内「交換」の発展をその結果とする論理的仮説は、歴史的変化や発展過程の分析には適用不可能な仮説であることが明確になったからである。

『資本論』執筆期のマルクスが共同体における「私的所有」の発生要因を、もっぱら「互いに他人である」関係としての抽象的な「交換」概念に求め、その具体的要因を共同体間「交換」という共同体の外部要因に求めたのは、自然発生的共同所有の歴史的変化の「厳密な研究」が欠如しているという制約条件の中で、抽象的な論理的推論を行った結果であったと言ってよい。なぜなら超歴史的な家父長制家族觀に立った場合、「私的所有」の歴史的発生要因を共同体の内部要因の変化に求めることは、論理的に不可能であったからである。この認識を前提とした場合、「家族」自体の私的利害は共同所有関係の支配によって潜在化しているにせよ存在しているため、商品交換関係の発展によって共同所有関係の支配領域が縮小しさえすれば、商品生産者「家族」の私的利害が顕在化し、「私的所有」関係が副次的関係としてただちに出現するという論理的推論が演繹され、それによって共同体間交換から共同体内交換への連続発展という仮説が導出されたのではないかと推定される。

この問題は、マルクスのブルジョア「経済学批判」の課題にとってきわめて重大な問題をはらんでいる。なぜならブルジョア経済学は、共通して、「家族」の超歴史的存在を仮定すると同時に、「互いに他人である」関係としての「交換」という抽象的な非歴史的概念を超歴史的な経済的要因として仮定する流通主義的歴史観を前提しているが、『資本論』の論理も、事実上、それと共に通する「家族」と「交換」という非歴史的仮説を前提とした流通主義的歴史観を含んでいたことが明らかになったからである。これはマルクスの「経済学批判」構想にとっての決定的な瑕疵というほかはない。この重大な問題をはらむ認識が、長い研究過程の末に、死の直前のマルクスが到達した新たな歴史認識であった。

晩年マルクスが到達した『資本論』の歴史認識の再検討という課題は、自然発生的共同所有からの歴史的変化の「厳密な研究」という『経済学批判』で提起された未検討課題を、マルクス以後の未開社会や先史社会の研究を含めて再検討することが不可欠となるような課題であり、それ

自体きわめて膨大な研究課題である。しかし、当面する『資本論』の論理の再検討課題にとって最小限必要となる課題は、『資本論』の論理と直接関連する晩年マルクスの歴史認識にかんして、それと関連する限りでの未開社会および先史社会の研究との比較検討であり、その検討が『資本論』の再検討にどのような具体的課題を提起しているかという問題の考察である。次節ではこの問題に限定して考察を行おう。

2 晩年マルクスの歴史認識と未開社会の現代的研究

『資本論』の論理の再検討に不可欠な晩年マルクスの歴史認識にかかわって考察を要する未開社会⁸⁾研究の問題は、当面、二つある。第1の問題は、『資本論』第1巻第1篇の商品交換の論理と関連して、前階級社会としての未開社会における生産物や労働の移転、分配、贈与や相続等のあり方を、「互いに他人である」関係を前提とした行為とされている「交換」という概念を離れて考察することである。第2の問題は、第1篇の論理にも含まれているが、主として第2篇以降の論理とも関連する問題として、未開社会の発展過程の問題であり、具体的には階級社会の形成へと至る過程としての母系氏族制社会、父系氏族制社会、家父長制的一夫一婦婚家族による農耕共同体社会および階級社会という発展過程の問題である。いずれの問題も未開社会研究の分野で新しい成果が出されている問題である。

第1の問題にかかわって使用される用語についての若干の補足説明をしよう。ブルジョア経済学においては、「交換」概念は、家族的行為としての分配（労働能力のない家族員の扶養を含む）や贈与・相続という社会的経済体制の再生産に不可欠な経済行為とは、概念的に切断されているが、「互いに他人である」関係という特殊な観念を離れて観察すれば、使用価値としての生産物（これを簡単に「財」と呼ぶ）の移転としての持ち手変更すなわち占有関係の変更として、これらの行為を統一的に捉えることができる。またこの問題に含まれている「労働」の移転とは、マルクスも検討している使用価値生産的労働としての「用役給付」の提供のことであり、これは使用価値としての財の提供と社会的に同等のものとされている労働の提供のことである（マルクス 1993, 107–115, 青柳 2010, 193）。

第1の問題にとって最適な検討資料は、『資本論』の使用価値と交換価値の概念を継承しつつ、多くの事例研究にもとづいて未開社会の財の移転や交易のあり方を比較検討しているサーリンズ『石器時代の経済学』（サーリンズ 1984）である。しかしこの著作では、財の相互移転を検討する場合に「交換」という用語が用いられているが、これは「互いに他人である」関係を前提とする「交換」概念とは意味が異なっていることに留意する必要がある。またこの著作における「家族」および「親族」の用語は、「モーガン・ノート」の用語で言えば、「家族」は一夫多妻婚を含む「対偶婚家族」のことであり、「親族制 kinship」は「氏族 gens」の意味を含んでいる（Sahlins 1972, 123–148, 青柳 2010, 196）。この点に留意しつつ、サーリンズの著作を中心として、未開社会の財と労働の移転形態の特質を考察しよう。

サーリンズは、未開社会の財の多様な移転形態を諸事例にもとづいて検討した第5章「未開交換の社会学」の中で、移転形態の構造を次のように総括的に捉えている。

未開社会における財の移転様式は親族制の距離に比例して、同心円構造となっており、親族的な中心部における「一般化された相互性」⁹⁾すなわち財の親族的贈与行為、中間点としての「均衡のとれた相互性」すなわち「交易パートナー制」、親族外の関係としての「否定的相互性」すなわち「非親族——つまり《他の人たち》……」にたいしては、いかなる情け容赦も与えるべきではない」という行動様式にもとづく、さまざまな横領の形態や純粹に功利主義的利益活動という同心円の三層構造として捉えられている（サーリンズ1984, 232–248, 289）。この構造は、現代にも共通しているように見えるが、「親族制が、未開社会では、ずっと重要な意義」をおびており、「ほとんどの集団や社会関係の組織原理」になっている点で本質的に異なった構造であるとされている（サーリンズ1984, 237）。したがって、この構造は、『資本論』における共同体間「交換」と共同体内部「交換」の仮説とは本質的な相違がある。なぜなら、その構造は、第1に、親族制の外部的行為としての「否定的相互性」が親族制の内部的行為としての「一般化された相互性」へと連続的に拡大しえないような構造となっているからであり、第2に、長期的経済関係を保障するものとしての「均衡のとれた相互性」は「交易パートナー制」という独自の固定的な個人的関係によってきわめて遠隔地の部族間関係をも含むような交易関係を保障しており、市場的交換のような「互いに他人である」関係とは全く異なった関係によって編成されているからである。サーリンズは交易パートナー制を、『資本論』の交換価値論と比較するため、第6章「交換価値と未開交易の外交術」の中で次のような具体例にもとづき詳細に検討している。

オーストラリアのクイーンズランドの交易事例は、狩猟採取社会のバンド間交易事例であり、各集団の接触は隣接集団のみであるが、400マイルにおよぶ交易連鎖がアカエイの槍の原産地と石斧の採石地とを交易網で結んでいる。「交易自体は、類別制〔classificatory 親族分類上の〕兄弟にもとづく、年長者間の贈与交換の形式でおこなわれている」（サーリンズ1984, 291, Sahlin 1972, 281, []内は引用者）。槍と斧の交換比率は、槍の原産地に近い地点では槍の交換比率が低く、斧の原産地に近い地点では斧の交換比率が低下する。この各地点の交換比率は、均衡的交換によってではなく、隣接親族訪問という社交関係による不均衡な贈与関係を通じて、不均衡性の相互化によって実現されており、この交易関係をサーリンズは交易親族制と規定している（サーリンズ1984, 290–292, 295, 318–319）。サーリンズは、このような交易関係の事実関係自体は的確に把握しているが、交換比率の地域的相違の理論的根拠にかんしては、財の運送が使用価値生産的行為であり（青柳2010, 344–351）、運送を伴う贈与行為が使用価値生産的「用役給付」行為となっているという視点が欠落し、「需要」・「供給」という市場概念や「外交術」という準市場的観念を援用して考察しているため、首尾一貫した理論的考察には成功していない（サーリンズ1984, 291, 312–322）¹⁰⁾。

ニューギニアのヒューアン湾交易は農耕の成立を前提とする交易であり、タロ芋、壺、椀、マット、袋物等を含む交易関係や交換比率は、より複雑である。しかし民族的に異種の共同体が

交易網に結びつけられているが、隣接村落の姻族の交易パートナーへの社交的な訪問と訪問者へのおまけを含む不均衡贈与関係によって交易関係が編成されている点はクイーンズランド交易と基本的に共通している（サーリンズ 1984, 296–307, 317–322）。

ニューギニアのヴィシアス海峡の交易仲間制では、交易中心地に位置することによって周辺地域の物産の海上交易を独占するシアシ島民が交易を通じた交易利益を独占し、隣接親族集落間の贈与交換による交易パートナー制とは異なった部族外部の「否定的相互性」による「重商主義」的交易に接近した構造であった（サーリンズ 1984, 292–296）。

サーリンズは、第6章の最後の「交換レートの安定と変動」という節で、交換比率の固定的安定性と、固定的交易パートナー相手の変更を含む長期的な交換比率の変化という、市場における価格変動とは全く異なる未開交易の歴史的特質を明らかにしつつ、未開交易にかんする第6章の結論として、次のようなきわめて重要な指摘を行っている。

「[未開交易について]ブルジョア的形態で判断して、紋切型の経済学の分析の私有財産〔private property 私的所有〕とすべきだろうか、むろん、そう考へてはならない。というのも、この経済過程は、そのブルジョア的形態では一般的ではなく、逆にその一般的形態は、ブルジョア的でないからである」（サーリンズ 1984, 330, []内引用者, Sahlims 1972, 314）。この結論は、ヴィシアス海峡の交易を含む交易事例研究の結論であるが、サーリンズはヴィシアス海峡交易を例外的な「ブルジョア的形態」として捉えていたと思われる。

晩年マルクスの歴史認識として、氏族制社会にかんする認識は、その本質的な特質の点で、サーリンズの未開親族制社会とその交易関係にかんする認識と基本的に共通するものであったと言つてよい。『資本論』第2章の論理すなわち家父長制家族の超歴史的存在を前提として、「互いに他人である……関係」としての共同体間の生産物「交換」の共同体への浸透による商品「交換」の発展にもとづく「私的所有」の発生という論理は、未開社会における共同体間の生産物移転形態の現代的研究にもとづいて、修正することが不可欠である。

第2の問題としての未開社会の発展過程の問題について検討しよう。未開社会の総合的な比較研究を通じて、社会形態の複雑性と発展性という視点から未開社会の歴史的発展段階を仮説的に整理したサーヴィス『未開の社会組織』（サーヴィス 1979）は、この問題の考察にとって適切な資料となっている。それによれば、未開社会の発展段階は、狩猟採取社会としてのバンド社会、農耕社会としての部族社会および首長制社会の3段階に整理される。各発展段階における婚姻形態にかんしては次の通りである。

バンド社会では一定の婚姻規則をもつている場合、「父処婚」（男処婚）¹¹⁾による父処バンドであり、それ以外に明確な婚姻規則を欠いた混成バンドがある。部族社会では、明確な婚姻規則のある単系部族の場合、母系か父系かのいずれかであるが、バンド社会の父処婚を継承した部族を除き、母処婚による母系部族が広範に存在しており、それ以外に明確な婚姻規則を欠いた双系および混成部族がある。首長制社会では、首長職が世襲の公職として長子継承と結びついており、母系制や内婚を伴う双系制を含みうるとはいえ、基本的に男系系譜にもとづくものであった

（サーヴィス 1979, 43–46, 103, 115, 129–130, 135–145）。

ゴドリエは、狩猟採取経済の「双生親子結合」という認識を除けば、未開農耕社会の婚姻形態にかんしてサーヴィスとほぼ共通した認識を示しており、次のように指摘している。

「世界的に577社会の標本を抽出して因子分析を行うという、マードックが樹立した研究法から論証されるところでは、母系形態から父系形態へ、複雑な経済的、統治的形態とともにあって、世界全体としてすべりおりてきたりしい、というのがどうやら真相のようである。……だから、モルガンの仮説も、部分的にはなお有効だといわねばならないが、彼が主張したのとはまるでちがった理由からなのである¹²⁾。しかしながら、……複雑な政治構造と親族システムの間の相関性は、機械的なものではありえない。」（ゴドリエ 1976, 183–184）

エーレンバーグは、人類学的研究と中近東やヨーロッパ地域の最新の考古学的研究とを結合して、農耕社会の婚姻形態が、園耕農業から有畜農業への発展と関連して、妻方居住婚から男性支配の父系制に転換したと捉えており、転換原因の認識は別として¹³⁾、サーヴィスやゴドリエの認識と共に歴史認識を示している（エーレンバーグ 1997, 154–167）。

これらの研究は、土地の相続形態に直接関係するものではなく、特にバンド社会の父処婚は、狩猟採取の労働対象としての土地利用にすぎず、土地の労働手段としての「相続」概念で捉えることはできないため、相続様式の考察から除外しよう（サーリンズ 1984, 「誤記」417, メイヤース 1977, 30, 青柳 2009/2010, 67）。農耕社会における耕地や家屋という、労働が投入された不動産の占有、特にその労働手段としての占有の世代的継承は、事実上居住様式と結びつかざるをえないものであるかぎり、母処婚を土地占有の母系制的相続、父処婚をその父系制的相続と結びつけることができる。したがって現代の未開社会の研究は、母系氏族制社会から父系氏族制社会への土地相続様式の転換が生じたと見る晩年マルクスの歴史認識を基本的に肯定し、その変化を部族社会から首長制社会への転換と関連させて捉えていると言える。

サーヴィスは部族社会に母処婚が広範に普及した理由を、女性による農耕労働と女性集団労働の役割が発展した結果と捉えている。また部族社会から首長制社会への転換要因については、戦争や近隣部族との争いが決定的要因となったと捉えており、次のように指摘している。

「戦争では計画と調整が明確な利点をもっている以上、まず第一に部族間の熾烈な競争とひんぱんな闘争こそが、首長制社会が発生するための重要な条件であった可能性がある。その可能性がどれほどのものであるにせよ、他の条件が一定なら、首長制社会（たいした発展はしていくなくても）がたんなる部族と戦えば、前者が勝つだろう。そして『勝つこと』は、いくつかの結果をもたらすだろう。被征服者は駆逐されるか、せん滅されるか、捕虜や供犠用の犠牲者として留めおかれるか、あるいは首長制社会の境界内の一民族としてとりこまれる。」（サーヴィス 1979, 131）

部族社会から首長制社会への発展という歴史認識についてサーヴィスと共に理解をしているサーリンズも同様な認識をもっており、ポリネシアの首長制の経済発展の「決定的な原動力ともなったのは、近隣首長国のあいだの、慢性的な争いだった」（サーリンズ 1984, 165）と指摘して

いる。

この点でマオリ族はまさに逆の実例を示している。サーヴィスは、「部族経済は生産性向上のためのかなりの潜在力をもっていても、競争や戦争という外的力が要求しないかぎり、その実現に着手しない例がはなはだ多い」と指摘して、マオリ族の例をあげている。マオリは、首長制社会が高度に発展したポリネシア中央部から、ニュージーランドの無人の環境に入植した時、小グループにわかれて散開し、「その過程でかれらは中央集権的でない、より未組織な社会にもどってしまい、ついには本来の首長制社会よりも部族社会に似るようになった」(サーヴィス 1979, 128)。近隣部族との競争や戦争の要因が弱い場合、生産性がより未発展な部族社会にとどまり、それらの要因が強く働く場合、首長制社会に転化すると言える。

前章第3節で検討した母系氏族制から父系氏族制および階級社会への転換を、「たえまない外戦と内乱」の結果と見る晩年マルクスの認識は、部族社会から首長制社会への転換要因にかんするサーヴィスやサーリンズなどの現代的研究と基本的に共通するものであったと言える。エーレンバーグも、畜産を欠如した地域の首長制社会の形成要因と共に通した要因として、近隣の部族からの一種の狩猟行為としての家畜の襲撃という要因を「戦争の起原」という視点から考察している(エーレンバーグ 1997, 164)。この捉え方は、紛争や戦争の問題を農耕社会や狩猟採取社会や遊牧社会という生産様式の相違による土地利用様式の異なる諸部族・諸集団間の対立という視点からの考察を含んでいる。気候変動による生態的環境変化はこれらの諸部族・諸集団間の対立(フェイガン 2008, 194, 312 参照)を激化させ、これは人口増加とは別の外的対立要因となったであろう。

階級社会との相違を明確にするため、部族社会と首長制社会における階層間の垂直的な財や労働の移転関係について、剩余労働の榨取関係との比較を念頭に置きつつ、検討しよう。

サーリンズは、部族社会における垂直的な財の移転形態について、メラネシアのビッグマンの気前よさによる財の費消的分配や北西岸アメリカ原住民の部族長による気前のよいポトラッヂすなわち大量の富の費消によるもてなしをその典型的なものとして考察している(サーリンズ 1984, 157-162)。ビッグマンとしての声望を得ようとする人々は、多妻婚による労働や若い親族等の労働を含む世帯的労働の「自己榨取」的強化によって、富を蓄積し、公的な大祭や分配のスポンサーとなり、気前よく富をふるうことで名声を獲得する。このような行為はアメリカ原住民のポトラッヂも同様な性格がある。サーリンズはこの財の移転関係を次のように分析している。

親族制とは相互扶助の社会関係にはかならないので、「気前のよさは逆にあきらかに債務のおしつけとなる。というのも、贈与が返済されないかぎり、貰い手は贈り手にたいして、たえず気配りし応答する関係を解消できないからである」(サーリンズ 1984, 155, Sahlims 1972, 133, 訳文一部変更)。「[ビッグマンは]富を利用して他の人々を自分の債務者にしてあげようとする。自分の世帯[の必要]を超えて働きながら、彼は配下をつくり、この配下の生産を自分の野心に役立てようとする」(サーリンズ 1984, 158, []内は引用者)。ここでは明示的には指摘されていないが、財の返礼贈与が行われない場合の債務の返済は「用役給付」の提供であり、その関係が「たえず気配りし応答する関係」として表現されていると見てよい。

サーリンズは、首長制社会がポリネシアの高地諸島、内陸アジアの遊牧民、中央アフリカおよび南部アフリカの住民の間で発達したとして、そこにおける財の垂直的移転関係の特質を考察し、次のように指摘している（サーリンズ 1984, 162–174）。

「[首長制の]権力はいまや、それを下でさえる民衆の財とサービスにたいする、特定の統制権を必然的にともなっている。人々はじめから、その労働と生産物を首長にさしださねばならない。そして、この権力のファンドでもって、首長は、個人的な援助から、共同祭儀や経済的事業の広範な支援にいたるまで、……気前のよさを思いのままに楽しむのである。首長たちと人々のあいだの財の流れが、こうして、連続的に循環しあはじめるのである。」（サーリンズ 1984, 163, []内は引用者）

サーリンズはこの財の循環を「再分配」¹⁴⁾と捉え、その機能を、地域的生産がその統合を通じて分化発展することによって、地域的生産を強化し、生産性を向上させるものとして捉えている。首長は労働の成果を「ある程度まで」取得していることは認められているが（サーリンズ 1984, 164），首長制による「再分配」関係を、階級的関係としての剩余労働の搾取関係とは区別している。ヴィシアス海峡交易のような市場的交換関係も、それが階級関係の形成要因とはならず、未開社会の構造を再生産するものであるかぎり、「再分配」関係として捉えられる。なぜならサーリンズは海上交易の独占による利益を、フェニキアの交易活動になぞらえているが（サーリンズ 1984, 292），海上交通の軍事的支配や植民都市的支配の権力的維持とは結合してはおらず、主として交易を通じた運送による使用価値生産としての「用役給付」と結びついたものであるかぎり、フェニキアやギリシア・ローマの交易活動とは本質的に異なっているからである。首長制社会の構造を検討したサーヴィスも首長制社会における財の移転様式を「再分配」と捉えているが、それを階級的な搾取関係とは区別している（サーヴィス 1979, 154）。サーリンズやサーヴィスの首長制社会の交易研究は、第1節で取りあげた、『資本論』における共同体間の異なった生産部面の生産物「交換」的結合による社会的分業の発展という論理が、首長制社会の実態研究にもとづいて、財の首長制的移転形態としての「再分配」という概念で捉え直されていると言える。

サーリンズは首長制が最高度に発展したハワイ社会を検討して、それが階級社会に到達しえなかつた理由を次のように指摘している。

「ハワイの首長制は、人民からはすでにかけ離れた存在だったとはいえ、まだ親族制関係から決定的にきりはなされていなかった。支配者＝被支配者の原初的なきずなはまだ効力をこしていたし、……相互性と首長制の気前のよさという倫理的習慣も有効だった。」（サーリンズ 1984, 172–173）

この親族制論は晩年マルクスの氏族制論と共通しているとはいえ、事実上同義反復的な説明にすぎない。晩年マルクスの歴史認識によれば、男性家長の私的排他的土地占有による一夫一婦婚家族にもとづく小經營生産様式の未成立および土地占有と結合した剩余労働義務の世代的継承関係の未成立として、ハワイ社会の前階級社会としての特質を明確に規定することができる¹⁵⁾。なぜなら部族社会や首長制社会における、贈与関係による個人的な負債や労働義務の関係を、次

世代の義務として継承させることは、家父長制の一夫一婦婚家族による小経営の世代的継承関係が未成立な以上、不可能であって、その関係は当人の死亡によって消滅せざるをえないであろう。また債務関係によって恒常的な債務弁済労働を負担する貧困世帯が発生したとしても、女性に婚姻と次世代再生産を強制する家父長制の一夫一婦婚家族が未成立な以上、貧困世帯の次世代再生産は縮小し、貧困世帯は消滅する。したがって未開社会の個人的債務や労働義務の関係を、世代継承的な剩余労働の恒常的榨取関係へと発展させることは不可能であるからである。

現代の優れた未開社会研究は、晩年マルクスの歴史認識の妥当性を示していると同時に、晩年マルクスの歴史認識は未開社会から階級社会への転換要因の解明にかんする現代的研究にとってもきわめて有効な視点を提起していると言える。

晩年マルクスの歴史認識を現代の未開社会研究に適用すれば、未開社会の生産様式と財の移転様式との関係にかんして、次のような重要な結論が導かれる。未開社会の財の移転様式が、氏族制（親族制）的な財の移転形態としての非市場的形態だけでなく、ヴィシアス海峡交易や前述した北米クロー族酋長の交易活動のような動産の市場的交換形態を部分的に含んでいたとしても、それ自体は、部族内の生産物交換の発生要因とはならないだけでなく、対偶婚による氏族制の生産様式全体の転換要因とはならないということである。換言すれば、それ自体は、土地と不動産の男性家長の排他的相続による家父長制の一夫一婦婚家族の「私的労働」関係すなわち小経営生産様式を成立させる直接要因とはならず、「私的所有」関係をもたらす直接要因とはならないということであり、したがって部分的な「交換」関係の発生と全体的な生産様式としての小経営による「私的所有」関係とそれにもとづく榨取関係の成立とは厳密に区別されなければならないということである。マルクスが、小経営生産様式による「私的所有」関係が成立した農耕共同体を階級社会への過渡的社会と規定したのは、歴史転換要因として、全体的な生産様式の転換という要因を決定的に重視した結果であったと言える。

晩年マルクスの歴史認識がどこまで進展していたかは別として、少なくとも、『資本論』第1章第4節の生産物「交換」の全面否定としての未来社会構想（マルクス 1997a, 133–134）にかんしては、根本的な再検討が不可欠であると考えていたであろう。なぜならその構想は前階級社会の歴史的研究にもとづいて構想されたものではなく、前階級社会の「厳密な研究」が欠如している状況の中で、生産物「交換」による「私的所有」の発生というブルジョア経済学と共通する流通主義的仮説の単純な裏返しによる論理的推論によって構想されたものであったからである。また第24章末尾の未来社会論における「個人的所有」論も、一方では一夫一婦婚家族的「私的所有」の廃棄という歴史認識を根拠とすると同時に、他方では市場的「交換」の全面否定による「私的所有」の廃棄という流通主義的推論が継承されているかぎり、その根本的修正による未来社会像の明確化、特に「私的所有」の否定によって再建される未来の「個人的所有」論（マルクス 1997a, 1301）の概念的明確化が不可欠であると考えていたであろう。

『資本論』第1章第4節で提示されている農民家族内における非交換関係すなわち「一般的相互性（互酬性）」による家族内的分配と財産の家族的贈与としての相続が不可欠となる理由は、

相互に自立した労働能力を前提とする「交換」行為のみによっては次世代再生産が実現不可能になるからであり、「一般的相互性（互酬性）」は次世代再生産に必然的に内在する行為であるからである。すなわち労働能力の未発達な次世代の労働能力養成、高齢者の蓄積された生活知識の継承を伴う高齢者扶養、女性の妊娠出産に伴う負担にたいする援助等の次世代再生産過程に不可欠な諸行為にたいする財の移転様式は「一般的相互性（互酬性）」による財の分配関係によってのみ実現されるということである。家父長制的一夫一婦婚が未成立な対偶婚にもとづく氏族制または親族制社会の「一般的相互性（互酬性）」とは、これらの諸行為にかかわる財の分配関係が氏族または親族のレベルにまで広がった形態であると言える。また私的排他的一夫一婦婚家族を解消した未来社会では、次世代再生産にかかわる諸行為にたいする財の分配関係が家族的分配から社会的分配に転換されることによって、私的家族的労働としての「私的労働」と「私的所有」の基礎が消滅する。したがって次世代再生産的必要労働と剩余労働とを両立的に強制し、剩余労働の持続的榨取を実現する人口再生産単位としての家族的経済単位も消滅する。その場合、社会的分業の発展が生産物の市場的交換の発展をもたらしたとしても、それ自体は財の「個人的所有」関係の発展をもたらすだけで、「私的労働」と「私的所有」関係や榨取関係を成立させる要因とはならない。晩年マルクスは、おそらく、このような「個人的所有」と「私的所有」との歴史的峻別認識にもとづいて、『資本論』第1章第4節の非「私的労働」論の具体例として、『経済学批判』の史的仮説や生産物交換の全面否定としての未来社会論という流通主義的仮説に代えて、対偶婚的氏族制社会の歴史的実例と脱家族的未来社会における「私的労働」の消滅例という生産様式的認識を提示する必要性を痛感していたであろう。また第2章の生産物の「交換」関係による「私的所有」関係の発生・発展という流通主義的仮説を、家父長制的一夫一婦婚家族による小経営生産様式の成立にもとづく「私的所有」関係の成立という生産様式的認識によって根本的に修正する必要性も痛感していたであろう。

次章以降では、以上のような晩年マルクスの歴史認識を前提としつつ、ソビエト型経済の成立と崩壊を含む「短い20世紀」の史的総括を行おう。

注

- 1) 土地の共同占有としての共有地は西欧でも近世まで存続し、ドイツでは19世紀まで存続した（マルクス 1968, 389, 390–391）。
- 2) 「村落インディアン」の兵術や武具には、通常の弓矢、投槍、戦闘用棍棒、燧石製の小刀や手斧、石器などのほかに、大家屋建設による防衛、矢を防ぐ綿入り刺し子の外套、角ばった燧石の切尖を木製の刀身に列状に埋めこんだ両刃の剣の発明などがあった（マルクス 1977, 308）。
- 3) トンプソンやマルク・ブロックの研究は封建制確立期以前の初期ゲルマン社会を土地占有奴隸の存在を中心に捉えている（トンプソン 1970, 272–273, ブロック 1970, 283–294, 青柳 2007/2008, 51–57）。
- 4) 日本も遊牧民族との直接的接触が弱い地域としてヨーロッパと共にした地勢的特色がある。梅棹 1967 は、ユーラシア中央部の停滞論という点で問題をはらむが、このような歴史認識にかんする先駆的な認識を提起している。
- 5) このような視点から、国家的奴隸制から国家的農奴制への発展という歴史理論も成立する。中村 1977 ではこの視点からマルクスの歴史理論の再構成が行われている。

- 6) 「経済外的強制」とは近代的な法の下での平等を経済原理とする資本主義経済にとっての「経済外」的因素という抽象的な規定であり、奴隸制・農奴制にとっては生産関係の再生産に不可欠な経済的強制のことである。資本主義にも出自や性別による法的差別を内包する相続法や生殖管理法（妊娠中絶の禁止または制限法等）という資本主義独自の「経済外」的強制が存在するが、通常この要因は忘れられている。またサーリンズは、未開社会の財の非市場的移転形態を「経済外的」とする見解を批判しつつ、その経済的性格を検討している（サーリンズ 1984, 223）。
- 7) 「アジア的生産様式」論は原始共同体説、最初の階級社会説、総体的奴隸制説等、多様な解釈にもとづく論争があるが（青柳 2009/2010），これはエンゲルス『原起』の歴史認識を介在させて解釈しようとした結果であり、それを除去して『経済学要綱』の記述自体を捉えれば、前階級社会と階級社会とを包括する概念であることがわかる。それは、「自然的な共同体組織」から「小さな共同体組織の上に立つ総括的統一体」すなわち共同体組織の父としての專制君主として具現される「包括的統一体」に剩余生産物が帰属するような形態までを含み（マルクス 1993, 119–120），共同体組織の「上に立つ総括的統一体」としてのロシアの專制君主制までも包括しうるような広概念である。
- 8) ここでは前階級社会を総称する用語として、歴史学で使われる「先史社会」を含め、「未開社会」という用語を使う。
- 9) 「相互性」とは reciprocity の訳語であり、人類学では一般に「互酬性」と訳されている（サーリンズ 1984, 「訳記」, 419–420）。ポランニーは互酬性を「贈物と返礼の贈物は時を異にして起こる。それは等価性の概念をすべて禁じる方法として儀礼化されているのである」と説明しており（ポランニー 1998, 94），独自の贈与行為の様式である。
- 10) 「需給」関係論や未開交易の「外交術」論を援用した「未開の交換価値論」の構築の試みは、市場関係とは異なる、社会的労働配分の法則性の考察を目的としたものであるかぎり（サーリンズ 1984, 321），「交換価値」概念によって考察するのは不適当であり、理論的に成功してはいない。なお「用役給付」にかんしては十分に検討されてはいないが、部分的に「手助け労働」として触れられている（サーリンズ 1984, 268）。
- 11) 父処婚または男処婚の両用語が使われているが、父方居住婚のことであり、逆は母処婚または女処婚（母方居住婚）である。
- 12) これは婚姻様式変化を生物学的「自然淘汰」論によって考察するモーガンとエンゲルスに共通する方法への批判である（青柳 2009/2010, 39, モーガン 1961 下, 212）。
- 13) エーレンバーグは、母系から父系への転換要因を、園耕から畜産・犁耕への転換という要因に求めているが、これはすでに指摘したように、畜産と犁耕を欠如した園耕地域（南北アメリカ、オセアニア、アフリカ）の首長制（父系性）社会の成立を説明できない（サーヴィス 1984, 133–134）。
- 14) 「再分配」とは、ポランニーによれば、「一集団内で……財の配分にあたって、それらが一手に集められ、そして慣習、法、あるいは中央における臨機の決定によって分配される」ことであり、「この方法により、分割された労働の再統合が達成される」ことである（ポランニー 1998, 95）。
- 15) ここでは階級社会形成の理論的考察が目的であり、サーリンズが捉えたかぎりでのハワイ社会の特質（サーリンズ 1984, 141–142, 169–174）のみを前提として考察する。

[参考文献]

- 青柳和身 1994 『ロシア農業発達史研究』 御茶の水書房
 ——— 2007/2008 「ヒックス経済史の理論的意義」『岐阜経済大学論集』第40巻第2号–3号、第41巻第1号–2号
 ——— 2008 「資本主義と人口再生産様式」『経済科学通信』第118号
 ——— 2009/2010 「晩年エンゲルスの家族論はマルクスのジェンダー認識を継承しているか——生産様式論争のジェンダー的総括——」『岐阜経済大学論集』第43巻第1号–3号
 ——— 2010 『フェミニズムと経済学（第2版）』御茶の水書房
 ——— 2011b 「森田成也氏の『書評『フェミニズムと経済学（第2版）』へのリプライ』『経済理論』第48

卷第 3 号

- 梅棹忠夫 1967 『文明の生態史観』 中央公論社
エーレンバーグ, マーガレット 1997 『先史時代の女性』 河出書房新社
エンゲルス 1971a 『マルクス＝エンゲルス全集』 第 21 卷
ゴドリエ, モーリス 1976 『人類学の地平と進路』 紀伊國屋書店
サーヴィス, E. R. 1979 『未開の社会組織』 弘文堂
サーリング, マーシャル 1984 『石器時代の経済学』 法政大学出版局
タキトウス 1979 『ゲルマニア』 岩波書店
トンプソン E. A. 1970 「初期ゲルマニアにおける奴隸制」『西欧古代の奴隸制』 東京大学出版会
中村哲 1977 『奴隸制・農奴制の理論』 東京大学出版会
日南田静真 1966 『ロシア農政史研究』 御茶の水書房
フェイガン, B. 2008 『古代文明と気候大変動』 河出書房新社
ブロック, マルク 1970 「古典古代奴隸制の終焉」『西欧古代の奴隸制』 東京大学出版会
ボランニー, K. 1998 『人間の経済』 岩波書店
マルクス 1964 『マルクス＝エンゲルス全集』 第 13 卷
——— 1968 『マルクス＝エンゲルス全集』 第 19 卷
——— 1977 『マルクス＝エンゲルス全集』 補巻 4
——— 1993 『資本論草稿集』 ②, 大月書店
——— 1997a 『資本論』 第 1 卷, 新日本出版社
——— 1997c 同第 3 卷, 新日本出版社
モルガン, L. H. 1961 『古代社会』(上巻・下巻) 岩波書店
Marx 1965, *Capital*, Vol. 1, Moscow.
Morgan, Lewis Henry 1985, *Ancient Society*, The University of Arizona Press.
Sahlins, Marshall 1972, *Stone Age Economics*, New York.

〔誤文訂正〕 拙稿(1) 20 頁 9 行目, 26 頁 10 行目, 同 12 行目, 27 頁 1 行目, 同 2 行目, 拙稿(2) 7 頁 21 行目の
「耕地共同体」を「農耕共同体」に訂正する。

